

野田 九条通信

2007年6月号

No.19

「野田・九条の会」事務局

TEL 7122-0502

野田九条の会ホームページ
http://www17.ocn.ne.jp/~art.9/

5月例会 報告

九条改憲は許さない！ 反対世論の盛り上げを

5月の定例会は、「改憲手続き法案」が参議院で可決された翌日の会議になりました。野田・九条の会はこれまで「手続き法案」の学習会を持ち、国会には廃案にすることを求める「訴え」を提出してきたことから、手続き法を持つ問題点や今日の情勢について学習討論を行いました。（内容は裏面）

どんな手続法ができようとも、憲法改悪を阻止する国民運動を盛り上げようとして確認しました。

次が楽しみ平和ツアー

43人の参加者があり会計は黒字になったことが報告され、「内容的になかなかできない勉強をさせて貰った。参加してよかった」「戦争はすべてをダメにする。9条を守ら

なくてはと強く思った」などの感想が数多くの参加者から出されました。また岸田氏からバスの中で事前学習を受けてから見学できたことで理解を深めることができ、「成

功」だったと評価しました。「今後も戦跡めぐりなど、必要に応じて実施すべき」との意見が出され具体的に検討することになりました。

平和のための戦争展協力を

展示物に野田に
おける「会の運動経過と訴え」「野田と戦争の関わり」「近隣の基地の現状」「絵で見る戦争」など数点を出すことにしまし
た。催し物については、映画や講演の内容を更に検討します。九条の会賛同者の皆さんも「平和展」を成功させるため、展示物作成やアイデア提供にご協力ください。事務局まで一報をお待ちします。

九条への思い

今日のツアーに行ってみて、「戦争」と言うものを改めて考えました。政府の自分勝手な考えが無ければ、「沖縄での戦闘」や「広島・長崎の原爆投下」や「東京大空襲」は防ぐことができたかもしれない。とても悲しい現実だと思いました。これじゃあ、政府が自

ら日本を壊していると思
いました。

更に「遊就館」を見て、「展示品」を見て、政府の「戦争」というものの考え

平和バスツアーに参加して 中学生M君からのメール

方を知ることができまし
た。
起きてしまった戦争は、
もう取り返しがつきませ

争をしない」と言う意思
を持ち、「戦争の真実」を
知ることだと思います。
そして、政府には、隠さ

ん。では、僕たちが（戦争
を知らない人が）しなく
てはならない事。「戦争が
起きた」という事実を受
け入れた上で、「二度と戦

ずに、戦争の全てを公
表した後、「戦争の相手
国」や「戦争に巻き込ま
れた国」にきちんと謝
罪をしてもらいたい
です。謝らないで、仲直り
するのは無理ですから。

僕は、「平和ボケ」し
た日本社会に「平和の
大切さ」を真剣に考え
てもらいたいです。

「九条への思い」への4
00字程度の原稿をお待
ちしています。

11月23日→「憲法の伝道師」として全国を飛び回り、テレビや新聞でも引っ張りだこの伊藤塾塾長の伊藤真先生から良くわかる憲法のお話が聞けます。お楽しみに！

野田・九条の会6月定例会 6月9日・土 2時PM～ 中央公民館2階講座室

「平和のための戦争展」実行委員会 6月10日・日 2時PM～ 青少年センター

署名運動 6月9日・土 5時PM～6時 愛宕駅前

6月19日・火 // 川間駅前

ご参加下さい

改憲手続き法(国民投票法)成立

性急に強行 非民主的な内容で

憲法改正をするには国会総議員の三分の二以上の賛成によって発議し、さらに国民の投票の過半数によらなければなりません。改憲を第一の重要政策とする安倍内閣は、前段階としての「国民投票法」の成立を急ぎ、国民への周知もほとんどなく、審議会での審議もそこそこに、わずか一ヵ月あまりの超スピードで衆参両議院で成立させました。国会での発議から国民投票までの活動や投票のやり方によって、実際の票数は大きく変わりますからこの法律は大変重要です。「野田・九条の会」では5月12日の例会で出席者が怒りの意見を述べ合いました。

この法に異議あり！

Mo…問題は幾つかあるが、特に二つあげると第一に公聴会や有識者の間でもっとも問題になったのは、最低投票率をきめていないこと、もう一つは公務員・教育者の運動禁止であった。

これについては憲法調査特別委員会の審議をテレビで聞いていたが、共産党議員の質問で「教員の投票運動の禁止は、教室で現憲法の大切さを話したり、市民団体に改憲反対意見を述べたり、市民といっしょのパレードに参加するのも該当するのか」とただしたのに対し、「それらは条文に抵触しない。改憲案に反対しなければ単位はやらないというようなことは当てはまる」と答えていた。けれどこれまでの他の例からみて、実際にはどうなるか信用できない。

Ya…学校での国歌斉唱、日の丸掲揚についても強制してはならないと法律に書かれているにもかかわらず、君が代斉唱に反対した教師は処分を受けた。また教室に管理職が入ってきて教師の授業を監視しチェックする等のことが現に行われている。そのような例からいっても教員の運動禁止の条文には問題がある。

Mi…公務員・教員は憲法を守らなければならない立場にある。現憲法が改定されていないうちから改憲反対運動が禁止されるのはおかしい。

また憲法は重いものなのに、最低投票率を決めずに投票が行われると、有効投票率が有権者総数の20%代くらいでも改憲が決まってしまう。納得できない。(実際の投票数が有権者数の50%だった場合そこから無効票を引いて、その過半数で改憲が決まる。一方最低投票率を決めておけば、実際の投票数がそれに満たない場合、投票そのものが無効となり、改憲案も無効またはやり直しになる。)

Hi…公は国民が何も言わなければ勝手なことを決める。もっと言わなければだめだ。今は以前と比べて国民の声や反対行動が少ないから目立たない。

「国民投票法」は成立し3年後の施行となるが、特別委員会では3年の間に、いろいろ検討するという付帯意見をつけたようだが、与党改憲派の同じメンバーが検討しても良くなるとは思えない。

マスコミはもっと報道を！

Se…「投票法」というのも一般の人に分かりにくい、法律用語を使っている。もっと分かりやすい言葉で書いて知らせるべきだ。憲法改定についても、どこをどう変えるのか政府はよく説明すべきだ。

Mi…マスコミの報道のしなやかげんはひどい。内容も知らせないが、反対運動については何も載せない。

No…記事を写真つきで新聞社へ送ったらどうかしら。こりずになんべんも。

Ki…以前ある新聞記者が言っていたのを聞いたが、3人が同じような記事を投書したら、それはボツにはできないと。

たたかいはこれから

Ki…私は教師をしていたので、卒業していった教え子たちに毎年、年賀状に「憲法9条を守りましょう」ということを書いてきたし、これからも書くつもりだ。

Mo…これからの活動で、時をみて近隣の「九条の会」と合同して改憲反対行進などでもしたい。平均年齢は高いけれど、老人力を発揮して。

Ta…今は大変な時期である。ずっと以前テレビの影響が強くなった時、一億白痴化といわれた。今もその状態は続いている。人々はもっと政治に関心をもってほしい。選挙も大事。国会で改憲反対派が増えるよう選挙もがんばらなければと思う。